

○運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱い要領及び事務取扱い上の留意点
について（昭和42年10月11日例規第26号）

〔沿革〕 昭和45年9月例規第33号、46年1月第2号、48年11月第56号、54年1月第2号、平成7年
6月第45号、8年10月第37号、10年9月第32号、14年7月第43号、19年7月第29号、22年
2月第4号、25年8月第28号、11月第31号、26年6月第18号、27年6月第14号、28年3月
第11号、29年3月第4号、31年3月第7号、4月第23号、令和元年11月第36号、2年6月
第22号、3年1月第1号、4年9月第25号、5年3月第12号改正

運転免許の効力の仮停止及び自動車等の運転の仮禁止（以下「仮停止等」という。）
の制度の趣旨及び運用上の留意点については、別に通達したところであるが、仮停止等
に関する事務は、公安委員会による免許の取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運
転の禁止に関する事務と密接な関係があり、また、仮停止通知書等の送付に関する事務
のように各都道府県相互間にまたがる事務が多いので、次によりその取扱いに誤りのな
いよう配意されたい。

記

1 指導教養の徹底

仮停止等は、本処分（運転免許（以下「免許」という。）を取り消し、若しくは免
許の効力を停止し、又は自動車等の運転の禁止をする処分をいう。以下同じ。）と密
接な関係を有する処分であるから、あらかじめ次の事項について部下職員に対して、
指導、教養を徹底することによって、この制度が適正に運用されるように努めること。

- (1) 仮停止等制度の趣旨及び関係法令並びに仮停止等と本処分との関連
- (2) 仮停止等及び本処分に関する事務の取扱要領
- (3) 本処分の処分基準
- (4) 事実認定上の留意点（無罪事件又は審査請求若しくは行政訴訟の対象となった事
案を引例する等の方法によること。）

2 対象事故事件の捜査

(1) 現場臨場

死亡事故事件については、仮停止等に該当するが多いことから、死亡事故が
発生した場合は、警察署長又は高速道路警察隊長（以下「警察署長等」という。）
の指名した警部以上の階級にある警察官が現場に臨場して、事件の真相究明に努め
ること。

(2) 本処分に関する関係書類の作成

警察署長等は、実況見分等の結果によって当該事故事件が仮停止等に相当する事

案であると認めたときは、直ちに当該事故事件が迅速適正に処理されるよう必要な措置を講じ、おおむね事故発生後（救護義務違反にあっては被疑者の検挙後）48時間以内において本処分に関する関係書類の作成が行われるようにすること。

(3) 免許事実の確認

仮停止等に相当する交通事故を起こした者の中には、故意に免許の取得又は内容を偽ることがあることから、事故処理に当たっては、必ず免許事実の確認を行うようにすること。

3 事実の認定

(1) 違反行為に関する事実認定

仮停止等の対象事案の多くは、非現認の事故事件であることから、違反行為に関する事実認定に当たっては、次に掲げる事項に留意して事案の真相を適確に把握しておくこと。

ア 夜間の死亡事故の場合には、目撃者がいないことが多いので、たとえば指定場所の一時停止違反のように目撃者の証言がなければ違反行為の立証が難しい事案等については、実況見分を特に入念に行ったうえで判断すること。

イ 信号機又は道路標識若しくは道路標示に関する違反行為の中には、それらの設置の場所及び状態並びに設置場所の周囲の状況によって信号機等を認識することができない場合があるので実況見分に当たっては、必ず実地に確認しておくこと。

(2) 因果関係の究明

ア 道路交通法（以下「法」という。）第103条の2第1項第2号及び第3号は、一定の「違反行為をし、よつて交通事故を起こしたこと」をその処分理由としており、違反行為が直接又は間接の原因となって交通事故が発生したこと、換言すれば違反行為と交通事故との間に何らかの因果関係が存在することを要件としているので、事実認定に当たっては、次に掲げる事項に留意してこの関係の究明に努めること。

(ア) 違反行為が無免許運転、酒酔い運転又は積載制限違反である場合

これらの違反行為は、いずれも正常な運転ができないおそれがある状態（人又は車両の状態）での運転の禁止に違反する行為であるから、交通事故が当該違反行為をした者の故意又は過失によって起こされたものであれば、両者の間には通常因果関係が存在する場合が多いと思われる。

(イ) 違反行為が免許の条件違反又は整備不良車両運転である場合

これらの違反行為は、正常な運転ができないおそれがある人又は車両の部分的状態での運転の禁止に違反する行為であるから、たとえば制動灯整備不良車

両を運転した者が前方注視を怠り、前車に衝突して交通事故を起こした場合のように、当該整備不良の部位と事故結果の間に通常生じうるような定型性がない場合は、両者の間に因果関係の存在を認めることができないことに注意すること。

(ウ) 違反行為が前記ア及びひき逃げ違反以外の違反行為である場合

これらの違反行為は、いずれも正常な交通を妨害するおそれがある自動車の通行方法の禁止に違反する行為であるから、踏切通過違反のように当該違反行為が直接原因となつて交通事故を起こした場合又は指定場所における一時停止違反のように当該違反行為をしたために適切な回避措置をとることができず、そのために交通事故を起こした場合はいずれも両者の間には、一応因果関係が存在するものと解される。ただし、たとえば禁止場所追越し違反中に突然タイヤが破裂し、そのためにハンドルをとられて路外逸脱をした交通事故を起こした場合のように当該違反行為と事故結果との間に通常生じうるような定型性がない場合には、両者の間に因果関係の存在を認めることができないこともあるので注意すること。

イ 因果関係の究明を速やかに行うことが困難な事案については、仮停止等の処分は行わないようにすること。

4 処分の決定

(1) 報告、連絡

ア 警察署長等は、仮停止等をしようとするときはあらかじめ運転免許課長に事案の概要及び処分を必要と認める理由を報告し、処分についての意見を聴いてから処分を決定すること。

イ アの報告を受けた運転免許課長は、仮停止等をしようとする者の住所地が他の都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の管轄区域内にある場合には、直ちにアの報告事項をその者の住所地を管轄する公安委員会に連絡すること。

ウ ア及びイの報告及び連絡は、別添1の仮停止等事案発生即報要領によって行うこと。

(2) 処分決定上の留意事項

ア いわゆる否認事件は、将来審査請求又は行政訴訟によつて争われる場合が多いものであるから、この種事案に対する処分は、本人の自供以外の証拠によつて当該事案の立証が十分に行えるかどうかをよく検討したうえで決定すること。

イ 被害の程度又は責任の度合いが軽微で、明らかに軽い本処分に相当すると認められる事案については、仮停止等を行わず、速やかに本処分が行われるよう手続

をとること。

ウ 仮停止等の処分事由に該当した者が負傷又は病気等のため、明らかに仮停止等の期間内に自動車等を運転することがないと認められる場合は、仮停止等を行わず、速やかに本処分が行われるよう手続をとること。

5 被処分者に対する処分通知

- (1) 仮停止等の通知は、あらかじめ仮停止等を受けることとなる者の事案に対する申立てをよく聴取し、事実認定に誤りがないかどうかをよく確かめてから行うこと。
- (2) 仮停止等の通知は、当該処分の執行の確保を期するため、当該処分を受けることとなる者が取調べ又は身柄拘束等のために警察署等に出頭又は在署している機会を利用して行うようにすること。

6 被処分者の運転車両に対する措置

- (1) 仮停止等を受けることとなる者が運転していた車両を交通事故の現場から警察署その他の場所に移動する場合は、当該処分を受けることとなる者以外の運転資格を有する者に当該車両を運転させるようにすること。
- (2) 仮停止等を受けた者（以下「被処分者」という。）が運転していた車両は、運転資格を有する引取人が来るまでの間は、警察署その他の適当な場所に一時保管しておくかなければならないので、あらかじめその保管場所について対策を講じておくこと。

7 運転免許証等の保管及び返還

- (1) 仮停止等をした事案について、本処分が行われるまでの間における運転免許証（以下「免許証」という。）、国際運転免許証及び外国運転免許証（以下「免許証等」という。）の保管は、当該免許証等の送付を受けた警察本部の行政処分担当課（奈良県警察本部にあっては交通部運転免許課。以下「行政処分担当課」という。）において行うこと。
- (2) 仮停止等の期間内に被処分者が公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更した場合における変更後の住所地を管轄する公安委員会への法第103条の2第6項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知書並びにその際における仮停止通知書又は仮禁止通知書及び免許証等の再送付は、当該仮停止等の期間内に法第94条第1項の規定による住所変更に関する免許証の記載事項の変更届出があったとき又は国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持する者から住所を変更した旨の通知があったときに限り行うようにすること。
- (3) 免許証等の提出を受けたときは、当該提出をした者に対し、次のことを教示しておくこと。

ア 仮停止等の期間内に本処分が行われなかった場合における免許証等の返還は、
(1)の場所で行うこと。

イ 仮停止等の期間内に公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更した場合には、
免許を受けている者にあつては当該期間内に速やかに法第94条第1項の規定によ
る免許証の記載事項の変更届出を、国際運転免許証又は外国運転免許証を所持す
る者にあつては仮禁止をした警察署長等に対し住所を変更した旨の通知を行うこ
と。

ウ イの場合において、変更届出又は通知を怠ったときは、免許証等は事案発生時
の住所地の行政処分担当課で返還することになること。

8 弁明の機会の供与

- (1) 法第103条の2第2項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の
規定に基づき、仮停止処分通知書又は仮禁止処分通知書による弁明の機会の供与を
行う場合には、当該処分の通知の際に重ねて弁明の機会のある旨を口頭で説明する
とともに、併せて次の事項を教示しておくこと。

ア 弁明は、特別な事情がない限り、警察署で行うこと。

イ 弁明は、あらかじめ指定した日までの間に行うこと。ただし、特にやむを得な
い事情があれば、弁明の日時を変更することができること。

ウ 弁明は、口頭による弁明に代えて弁明書を提出して行うことができること。

- (2) 被処分者又はその代理人から口頭による弁明が行われたときは、警察署長等又は
警察署長等の指名する警察職員がその弁明を録取し、これを読み聞かせて誤りのな
いことを確認し、署名させること。
- (3) 警察署長等の指名する警察職員が弁明を録取した場合には、速やかにその内容を
警察署長等に報告すること。
- (4) 警察署長等は、被処分者又はその代理人の弁明の内容を審査した結果、仮停止等
をすることが適当でないと認めたときは、あらかじめ警察本部長の指示を受け、そ
の処分を取り消すこと。この場合において、被処分者に対し、速やかにその旨を通
知するとともに、提出されている免許証等を返還すること。

9 仮停止通知書等の送付

- (1) 仮停止等をした警察署長等は、仮停止通知書又は仮禁止通知書及び被処分者から
提出を受けた免許証等（以下「仮停止通知書等」という。）を送付する場合におい
て、当該送付先が次に掲げる公安委員会であるときは、それぞれ次に定める書類と
ともに送付すること。

なお、イに掲げる公安委員会に送付するときは、当該公安委員会あてに直接送付

すること。

ア 奈良県公安委員会

当該事案に係る本処分の上申書及び関係書類

イ 他の公安委員会

奈良県公安委員会から送付先公安委員会あての行政処分関係書類送付書及びその添付書類

(2) 仮停止通知書等の送付は、次に掲げるところにより行うこと。

ア 送付途中において、免許証等が紛失することのないよう配意すること。

イ 送付手続は、仮停止等の決定をしたときからおおむね3日以内に行うこと。

ウ (1)のイに掲げる公安委員会に送付するときは、ア及びイに掲げるもののほか、次に掲げる事項に留意すること。

(ア) 必ず特殊取扱いによる郵便又は信書便の役務のうち特殊取扱いによる郵便に準ずるもの（以下「特殊取扱郵便等」という。）により行うこと。

(イ) 原則として、当該事案に係る本処分の意見の聴取期日の5日前までに到着するようにすること。

(ウ) (イ)の場合において、特殊取扱郵便等によっても、(イ)に掲げる期日までに到着することが困難であると認められるときは、ファクシミリ装置を用いて送信するなど適宜の措置を講ずることにより意見の聴取の準備に必要な事項を通報すること。

(3) 仮停止通知書及び仮禁止通知書の記載は、処分移送通知書の記載方法に準じて行うこと。

10 警察庁情報処理センターに対する登録手続

(1) 仮停止等をした警察署長等から4の(1)のアによる報告を受理した交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、直ちに保管する免許台帳（被処分者の住所地が他の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該住所地の行政処分担当課への照会）によって、被処分者の氏名、生年月日、性別及び免許証番号を確認し、当該事案について事故登録票を作成し、速やかに事故登録を行うこと。

(2) 事故登録に伴う警察庁情報処理センターからの点数通報を受理した場合に、仮停止等を受けた者の住所地が他の公安委員会の管轄区域内にあるときは、直ちにその者に係る点数通報書を他の行政処分関係書類とともに住所地を管轄する公安委員会に送付すること。

なお、住所地を管轄する公安委員会において、急を要するときは、当該事案の事故登録が行われた直後に、その者について違反事実照会を行い、その回答に基づい

て意見の聴取の準備を行うようにすること。

11 意見の聴取の期日及び場所の通知等

(1) 通知

仮停止等事案に係る本処分は、仮停止等処分の期間内に意見の聴取を行って執行することを原則としていることから、意見の聴取の期日及び場所の通知は、次に掲げるところにより、速やかに行うこと。

ア 意見の聴取を行う公安委員会が奈良県公安委員会である場合

(ア) 運転免許課長は、4の(1)のアによる報告を受けた事案が意見の聴取該当事案であると認めたときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定し、当該報告をした警察署長等に対し、被処分者に対する意見の聴取通知書（別記様式）の交付を指示すること。

(イ) (ア)による指示を受けた警察署長等は、仮停止等の処分通知の際に併せて意見の聴取通知書を交付することにより意見の聴取の期日及び場所の通知を行い、被処分者から受領書を徴しておくこと。

イ 意見の聴取を行う公安委員会が他の公安委員会である場合

(ア) 4の(1)のイによる連絡を受けた公安委員会は、当該事案が意見の聴取の該当事案であると認めたときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定し、当該事案の発生地を管轄する公安委員会に対し、被処分者に対する意見の聴取通知書の交付を依頼すること。

(イ) (ア)による依頼を受けた公安委員会は、仮停止等をした警察署長等に対し、当該依頼に係る意見の聴取通知書の交付を指示すること。

(ウ) (イ)による指示を受けた警察署長等は、アの(イ)の要領により通知を行い、受領書を徴しておくこと。

(2) 意見の聴取通知書の交付等

ア 意見の聴取通知書の交付について指示又は依頼を受けた警察署長等は、所要の事項を記載した意見の聴取通知書を複写の方法により正副2通を作成し、正本を被処分者に交付すること。

イ 警察署長等が他の公安委員会から依頼を受けて交付する意見の聴取通知書の裏面には、別添2の要領により、依頼を受けて交付するものである旨を記載しておくこと。

ウ 意見の聴取通知書の副本には、意見の聴取通知書を作成した警察署長等名並びに交付した警察官の階級及び氏名を記入するとともに、それぞれ押印すること。
この場合において、意見の聴取通知書の副本の受領書欄の裏面等に、別添3に定

める内容を被処分者に記載させておくこと。

エ 意見の聴取通知書の副本は、仮停止通知書等と同時に仮停止通知書等の送付先である公安委員会に送付すること。

(3) 年末年始等における取扱い

仮停止等の処分事由に該当する事実が年末年始等の時期に発生し、仮停止等の期間内に意見の聴取を行うことができない場合においても、仮停止等を行うこととし、意見の聴取の期日及び場所の通知についても、仮停止等の処分の通知の際に併せて行うこと。この場合において、仮停止等の期間を経過したときは、免許証等は返還しておくこと。

別記様式

正

		整理番号		— —	
自 宅	— —	勤 務 先	()	— —	

意見の聴取通知書

第 年 月 日 号

住 所

様

年 月 日生

公安委員会

あなたに対する下記の理由による免許の取消しに係る道路交通法第104条第1項の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

意見の聴取の日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分				
意見の聴取場所					
処分をしようとする理由	年 月 日 時ころ、 における により、次のとおり行政処分の基準に該当することとなったため。				
	違反・事故の発生日月	違 反 行 為 の 種 別 等			点 数
					点
					点
					点
					点
					点
					点
					点
過去5年以内における取消歴の有無	有・無	過去3年以内における前歴の有無及び回数	有・無 回	累 積 点 数	点

備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分します。
2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した文書を行政庁に提出してください。この場合において、代理人は、代理人本人であることを証明する運転免許証等を持参してください。
3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
4 意見の聴取の期日において、補佐人とともに出頭する場合には、その者の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を意見の聴取の期日までに行政庁に提出して許可を受けてください。
5 あなた又はあなたの代理人が意見の聴取に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

送達日時 年 月 日 午前・午後 時 分

送 達 者 所属

氏名

印

副

		整理番号		— —	
自 宅		— —		勤務先 () — —	

意見の聴取通知書

第 号
年 月 日

住 所

様
年 月 日生

公安委員会

あなたに対する下記の理由による免許の取消しに係る道路交通法第104条第1項の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

意見の聴取の日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分				
意見の聴取場所					
処分をしようとする理由	年 月 日 時ころ、 における により、次のとおり行政処分の基準に該当することとなったため。				
	違反・事故の発生年月日		違反行為の種別等		点数
					点
					点
					点
					点
					点
					点
					点
過去5年以内における取消歴の有無	有・無	過去3年以内における前歴の有無及び回数	有・無 回	累積点数	点

備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分します。

2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した文書を行政庁に提出してください。この場合において、代理人は、代理人本人であることを証明する運転免許証等を持参してください。

3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

4 意見の聴取の期日において、補佐人とともに出頭する場合には、その者の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を意見の聴取の期日までに行政庁に提出して許可を受けてください。

5 あなた又はあなたの代理人が意見の聴取に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

受 領 書

意見の聴取通知書1通を確かに受領しました。

公安委員会 殿

年 月 日

住所
氏名
電話番号

別添 1

仮停止等事案発生即報要領

1 様式

別添 1 の 2 のとおり。

2 報告、連絡要領

- (1) この即報は、発生した事案が仮停止等に該当する事案であるか否か、及び運転免許の取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止に該当する事案であるか否かの判断をするための資料となるものであるから、適確な判断ができる内容のもの及び事案の真相が誤りなく伝達できるものでなければならないことに注意すること。
- (2) 報告に当たっては、事案の概要を第 1 報し、その後事案の真相が判明するに従い、逐次報告すること。
- (3) 報告終了後、既に報告した内容に変更を来す新事実が判明したときは、速やかに追加又は訂正の報告をすること。

3 記載要領

(1) 被処分者欄

- ① 本籍
都道府県名（外国人の場合は、国籍等）のみを記載すること。
- ② 住所
事案発生時における被処分者の住所地を記載すること。
- ③ 氏名
被処分者の氏名を記載すること。
- ④ 性別
該当する性別を○で囲むこと。
- ⑤ 生年月日
生年月日及び満年齢を記載すること。
- ⑥ 免許種別
該当欄の上部に○印を付すること。
- ⑦ 免許証
所持する免許証の免許証番号、交付年月日及び交付公安委員会名を記載すること。
- ⑧ 事案発生時に運転していた車両の種類を記載するとともに、自家用、営業用の別について○印を付すること。

(2) 処分理由欄

- ⑨ 発生日時
事案発生日時を記入すること。
- ⑩ 発生場所
事案発生の場所及び路線名を記載すること。
- ⑪ 違反行為
別添 4 の仮停止等対象事案一覧表に基づき、事故原因となった違反行為名、当該違反行為に係る法の該当条項号及び罰条の該当条項号を記載すること。
- ⑫ 事故の形態

事故の形態を簡記すること。

(記載例)

- 車両相互の追越し時正面衝突
- 車両相互の右折時側面衝突
- 車両の単独転落
- 車両対人対面通行中衝突
- 車両対人交差点横断歩道横断中衝突

⑬ 事故原因となった違反行為の内容及び事故の概況

事故原因となった違反行為の内容と事故の概況を簡記すること。

なお、即報の時点では、添付書類がないため、事案の内容はこの欄の記載内容が仮停止等の適否を判断する上での唯一の資料となるので、事実（証拠）に基づいて違反行為と事故との相関関係を具体的に記載するほか、次に掲げる事項等を簡記して事故の状況を明確に表現すること。

ア 第1当事者が相手方を発見し、衝突（接触、追突）に至るまでの当事者の動静

イ 事故を回避するためとった処置（又はとれなかった状況）

ウ 衝突（接触、追突）箇所

(記載例)

例1 酒酔い運転による死亡事故

被処分者は、酒に酔い（呼気1リットルあたり0.5ミリグラム以上検知）、正常な運転ができないおそれがあることを知りながら、普通乗用車を運転し、前方に対する注意を欠いて進行（時速約50キロメートル）したため、進路の左側に同一方向に向けて駐車中の普通貨物自動車を直前で発見し、危険を感じ急ブレーキをかけたがおよばず、自動車のバンパー左側で駐車車両の後部に追突し、自車の助手席に乗っていた被害者を死亡させたものである。

例2 無資格運転による死亡事故

被処分者は、自己の免許では運転できない普通乗用車を運転して進行（時速約40キロメートル）中、道路右から横断中の歩行者を約15メートル先に発見し、一時停止すべくブレーキを踏もうとしたところ、ブレーキとアクセルを踏みちがえたため、暴走し、あわててハンドルを左に切ったがおよばず、自動車の右バンパーで被害者をはねとばし、死亡させたものである。

⑭ 被害者の生年月日

被害者の生年月日及び年齢を記載すること。

なお、被害者が多数ある場合は、主たる者1名について記載すること。

⑮ 被害者の性別

⑭に記載した者の性別を○で囲むこと。

⑯ 被害者の状態

該当事項の□印を○で囲むこと。

「その他」の場合には、（ ）内に具体的にその状態を記載すること。

(記載例)

路上作業中、路上遊戯中、屋内居住者等

⑰ 被害状況

当該事故による被害の項目別合計を記載すること。

⑱ 不注意の程度

不注意の程度の認定については、「点数制度による行政処分事務処理要領の制定について(昭和44年9月例規第29号)別表第1」に定める基準に基づいて行うこと。

⑲ 過去1年以内の行政処分歴

免許の停止等の処分の始期が、過去1年以内にあるものを全部記載すること。

⑳ 身柄措置

身柄の措置については、該当するもの□印を○で囲み、逮捕日時、釈放日時はそれぞれの日時を記入すること。送致時における身柄措置欄は、即報時において送致済みの場合、その身柄の有無について該当する□印を○で囲むこと。

㉑ 事故時免許証携帯の有無

該当する□印を○で囲むこと。

㉒ 仮停止等の期間

当該事故による仮停止等の期間を記載すること。

(3) 備考欄

被処分者、被害者その他関係者の申立て事項、その他必要な事項を記載すること。

別添1の2

仮 停 止 等 事 案 発 生 即 報																												(N01)			
取扱担当者				電話番号				仮停止等事案取扱 警察署名				警察署				事件番号															
被 処 分 者	① 本 籍																														
	② 住 所																		職業												
	③ 氏 名										④性別		男・女		⑤生年月日				年 月 日 (歳)												
	⑥ 免 許 種 別	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 型	中 型	普 通	大 特	け 引	大 型	中 型	準 中 型	普 通	⑧ 違 反 車 両	自家用		営業用							
																						第 一 種 免 許								第 二 種 免 許	
⑦免許証		第 一 号 年 月 日 公安委員会交付																													
処 分 理 由	⑨発生日時		年 月 日 午前・午後 時 分ごろ (天候)																												
	⑩発生場所		奈良県 (路線名)																												
	⑪違反行為		☐ 過運 (○死 ○傷) ☐ 酒酔い ☐ 酒気帯び ☐ 救護措置義務違反 ☐ 違反名 ()																												
	⑫事故形態																														
	⑬ 事故原因 となった 違反行為 の内容及 び事故の 概 要		※ 目撃者の有無 ☐有 ○被疑車両の同乗者 ○被害車両の同乗者 ○第三者 ☐無 ※ 同乗者の有無 ☐有 ☐無																												
⑭被 害 者	氏 名										生年月日				年 月 日生 (歳)								性 別		男・女						
	被 害 者 の 状 態		☐ 歩行者 ☐ 同乗者 ☐ 被害車両の運転者 ☐ 被害車両の同乗者 ☐ その他 ()																												
⑮ 被 害 状 況		死 亡	負 傷		治 療 日 数				物 損				⑯不注意の程度																		
			重 傷	軽 傷	口・週間				(車両・家屋・その他)				重い		軽い																
⑯ 過去1年以内の 行 政 処 分 歴		処 分 年 月 日		処 分 日 数				処 分 種 別				短 縮 日 数																			
		. . .		日								日																			
		. . .		日								日																			
		. . .		日								日																			
⑰ 身 柄 措 置		☐ 身柄不拘束 ☐ 現行犯逮捕 ☐ 通常逮捕 ☐ 緊急逮捕																													
		逮捕日時		年 月 日 午前・午後 時 分				送致時におけ				☐ 有																			
		釈放日時		年 月 日 午前・午後 時 分				る身柄の措置				☐ 無																			
⑱ 事故時運転免許証携帯の有無		☐ 有 ☐ 無																													

仮 停 止 等 事 案 発 生 即 報					(N02)		
⑱ 仮 停 止 等 の 期 間			月 日 から 月 日まで (日間)				
⑳ 仮 量 定		本件点数 () + () + () - 点					
㉑ 備 考							
㉒ 見 取 図	※各地点の説明 ※関係距離						
	☐ 交通規制 速度 km/h 信号機 ☐ 有 ☐ 無 ☐ ひき逃げの場合、逃走動機と発覚の端緒 ☐ けがの認識 ☐ 飲酒事故の場合、飲酒量・事故後の飲酒有無及び確認方法、鑑識カード添付						
発信年月日		年 月 日 午前・午後 時 分					
発 信 者	運転免許課長	発信取扱者		受信者	警察署長	受信取扱者	
仮停止等処分の執行日		年 月 日 午前・午後 時 分				処分執行者	
処分執行の発信日時		年 月 日 午前・午後 時 分				受信取扱者	
発 信 者	警察署長	発信取扱者		受信者	運 転 免 許 課 長	受信取扱者	
意見の聴取の通知方依頼について 通報のあった事案にかかる意見の聴取は、別添の意見の聴取通知書のとおり行うことと決定しましたので、貴警察署長において通知方お願いします。							

別添 2

この意見の聴取通知書は、
〇〇公安委員会
〇〇警察本部長 の依頼により通知するものである。

年 月 日

〇〇警察署長等 印

別添3

誓 約 書

私は、 年 月 日 における
運転免許の効力の仮停止
による交通事故で自動車等の運転の仮禁止の通知を受けたの
で、処分解除までは自動車等の運転は絶対いたしません。

年 月 日

氏 名

別添4

仮停止等処分対象事案一覧表

法の根拠	被害の程度	適用条項(号)	交通事故の基礎法令(違反)
103条の2 1項1号	死亡・ 傷 害	117—1、2 72—1 (前段)	救護義務違反
103条の2 1項2号		117の2—1—(1) 65—1	酒酔い運転
		117の2—1—(3) 66	麻薬等運転
		117の2—1—(4) 17—4、24、26、26の2—2、 28—1、28—4、52—2、54 —2、70、75の4、75の8— 1	妨害運転(著しい交通の危険)
		117の2の2—1—(1) 64—1	無免許運転
		117の2の2—1—(3) 65—1	酒気帯び運転
		117の2の2—1—(7) 66	過労運転等
		117の4—1—(2) 71—(5の5)	携帯電話使用等(交通の危険)
		118—1—(3) 85—5、6、7、8、9、10	大型自動車等無資格運転
103条の2 1項3号	死 亡	118—1—(1) 22	速度超過
118—2—(1) 57—1		積載物重量制限超過	
119—1—(1) 4—1 (後段)		警察官現場指示違反	
119—1—(1) 6—4		警察官現場通行禁止制限違反	
119—1—(2) 7		信号無視	
119—1—(2) 8—1		通行禁止違反	
119—1—(2) 9		歩行者用道路徐行違反	
119—1—(3) 24		急ブレーキ禁止違反	
119—1—(4) 26		高速自動車国道等車間距離不保持	

	119―1―(5) 30	追越し違反
	119―1―(5) 33―1	踏切不停止等
	119―1―(5) 33―2	遮断踏切立入り
	119―1―(5)、(6) 38、38の2	横断歩行者等妨害等
	119―1―(5) 42	徐行場所違反
	119―1―(5) 43	指定場所一時不停止等
	119―1―(6) 17―1、2、3、4、6	通行区分違反
	119―1―(6) 18―2	歩行者側方安全間隔不保持等
	119―1―(6) 25の2―1	法定横断等禁止違反
	119―1―(6) 28、29	追越し違反
	119―1―(6) 31	路面電車後方不停止
	119―1―(6) 36―2、3、4	優先道路通行車妨害等 交差点安全進行義務違反
	119―1―(6) 37の2	環状交差点通行車妨害等 環状交差点安全進行義務違反
	119―1―(6) 75の5	本線車道横断等禁止違反
	119―1―(15) 71―(2)、(2の3)、(3)	幼児等通行妨害 安全地帯徐行違反
	119―1―(20) 91 107の4―3	免許条件違反
	119―2―(1) 57―1	積載物大きさ制限超過 積載方法制限超過
	119―2―(2) 62	整備不良

備考

「交通事故の基礎法令（違反）」欄の基礎法令名は、原則として道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第二の備考二に規定する基礎法令名による。